

平成20年12月25日

## 道州制基本法（仮称）に関して

北海道知事 高橋 はるみ

このたび道州制ビジョン懇談会で議論されている「道州制基本法（仮称）」に関し、私の意見を書面にて提出する。

第一に、私は道州制を地方分権をさらに推し進めた、我が国のかたちを変える壮大なチャレンジとして捉えている。

この国が道州制へと大きく舵を切るためには、やはり国民的な議論の盛り上がり  
と合意が不可欠である。したがって、当懇談会において、道州制についての議論を  
加速することには大いに賛同するが、あわせて、国民各界各層との意見交換にさら  
に努め、十分に議論を深めていくことが重要と考える。

第二に、道州制における税財政制度については、地域間の偏在の小さい税制を構  
築し、国、道州、基礎自治体の役割分担に見合った財源を極力、それぞれの自主財  
源で賄うことが理想であるが、自ずと限界があるため、財源保障・財政調整のしく  
みは欠かせないと考える。

さらに、道州制において各道州の財政面での自立を理想とするならば、各道州の  
特性に応じた基幹産業の育成によって税源を涵養する方策をあわせて講じておくこ  
とも重要かつ有効である。少なくとも道州制が我が国に根付くまでの過渡期におい  
ては、これを国策として行うことを道州制基本法に規定すべきと考える。

国策として行う基幹産業の育成支援策の具体的内容までは道州制基本法に書き込  
むには及ばないが、イメージとしては、現在沖縄に対して国が講じている投資減税、  
特定免税店、輸入促進地域（FAZ）のようなものが想定される。

第三に、道州制は、壮大なチャレンジであるが故に、簡単に議論の結論が出るも  
のではないが、議論を深めていくことと同時並行で、今できることから一步一步着

実に取り組を進め、そこで得られた知見を全体の議論に反映させていくことが有効である。

このため、北海道においては、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（道州制特区推進法）に基づき、道民の各界各層から寄せられたアイデアをもとに国から道への権限移譲等を進めるなど、道内のみならず、全国的な道州制の議論の広がり、深まりに努めているところである。

しかしながら、道州制特別区域（道州制特区）は、道州制特区推進法第2条第1項の規定により、北海道又は3以上の都府県が合併してできた都道府県とされており、北海道以外の地域が道州制特区となることは極めて困難である。

この点は、当懇談会の中間報告でも、「9. 道州制特区推進法の活用」の中で「基本的に府県が合併しなければ道州制特区の適用が受けられないという課題があるため、経験上至難とされる都道府県の合併に固執することなく、既に地方自治法に規定されている広域連合などについても道州制への移行の前段として特区の適用ができるようにすべきである。」とされているところである。

このため、道州制基本法において、道州制に向けた推進方策の一つとして道州制特区推進法の活用を明記するとともに、道州制基本法の制定とセットで、あるいは、道州制基本法の制定に先立って道州制特区推進法を改正して、都府県の広域連合を特定広域団体の対象に加えることにより、更に多くの道州制に関する知見を得て、より広範な国民的議論を喚起すべきである。